

<岡山郵便投票裁判>

口頭弁論を開き、投票所に行けない人に、郵便投票を認める判決を

2020年の岡山県知事選挙で、身体障害4級の女性が郵便投票を希望したものの、郵便投票の対象は障害等級1、2級であると認められず、投票する権利を奪われたとして国を訴えた裁判で、岡山地裁、広島高裁岡山支部は不当にも原告の訴えを棄却しました。

判決は、「タクシーを利用して投票所に行くことは可能であり、投票する権利は奪われていない」としました。これは、生活保護制度や原告の障害と生活実態を無視した重大な事実誤認です。「タクシーで投票所に行ける」という広島高裁岡山支部の判決は、日本国憲法がすべての人に参政権を保障する規定にも違反するものです。

原告は両手両足に障害があり、心臓にも病気を抱えており、日中もほとんどベッドに寝ています。トイレや簡単な家事をするための移動は伝い歩きで、痛みも伴い、短距離しか移動できません。また、原告の車イスは通常のものではなく、大型のリクライニングのもので、普通のタクシーには乗れず、ワゴン型の福祉タクシーが必要です。福祉タクシーは高額でごく短い距離で往復1万円がかかります。生活保護を受けている原告は、7万円の生活扶助費から病院の通院に4~5万円かかり、残りの2~3万円で生活しています。

日本国憲法が国民すべてに投票する権利を保障しているのは、これが議会制民主主義の基礎であり、国民の政治参加への重要な機会であるからです。障害をもつ人も国民の一員です。広島高裁岡山支部の判決はこれを否定するものです。

今回の判決は、肢体不自由の障害をもつ原告に対して、痛みがあっても、食費を削ってもタクシーで投票所に行きなさいとも言っているのです。こんな不当なことはありません。

また国際的な民主主義と障害をもつ人に対する権利保障の流れにも逆行するものです。「障害者権利条約」を批准した日本に対して、国連の障害者権利委員会は「投票の手続き、設備および資料が、適当かつ利用しやすいものであり、すべての障害者にとってその理解および使用が容易であることを確保」するように勧告しています(2022年「総括所見」)。

私たちは、最高裁が原告の主張にしっかり耳を傾け、口頭弁論を開いて、障害をもつ人の郵便投票を認める判決が言い渡されるように強く要請します。

最高裁判所 御中

お名前	ご住所

【署名送付先】岡山・郵便投票拡充裁判を勝利させる会

〒700-0047 岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内(障岡連)

FAX 086-254-5866 電話 090-8359-9541(稲葉)